

# イングランド国教会と便宜的国教徒防止法

青 柳 かおり

キーワード

イングランド国教会 便宜的国教徒 審査法

はじめに

一六六〇年の王政復古後、再びイングランド国教会が人々に強制されるゝことになった。そのため、国教会以外の礼拝は許可されず、カトリック教徒およびプロテスタント非国教徒(Dissenter, 以下、非国教徒とする)は官職への就任を禁止された。一七世紀後半にカトリックの脅威が高まるとい、プロテスタントの人々をイングランド国教会のもとに統一するために、非国教徒に妥協的な包括(Comprehension)という方針も考えられた。しかし、名譽革命後、ウィリアム三世(William III, 在位 1689-1702)とメアリー二世(Mary

II, 在位 1689-1694)が即位するとカトリックの直接的な脅威はひとまず去り、包括法案は失敗した。

そして、国教会外部で非国教徒の礼拝を許す寛容法(Tolerance Act)が成立した<sup>(1)</sup>。寛容法によつて非国教徒がそれぞれの礼拝集会に通うこと自体は合法になつたため、非国教徒の集会所が増加し、国教会を唯一の教会として国民に強制する<sup>(2)</sup>ことは困難となつた。王政復古以来、国教会の礼拝にやつて来る非国教徒、すなわち便宜的国教徒(Occasional Conformist)が存在していたが、彼らの中には、普段は集会所に通いながら、審査法・自治体法の適用をまぬがれて官職に就くために国教会でサクラメントを受

ける者もいた。

このように名誉革命後に国教会の地位が低下し、特にアン女王 (Anne, 在位1702-14) 治世においては、官職めあての便宜的国教徒が問題となっていた。一八世紀初期、非国教徒に妥協的なホイッグ政治家や、ホイッグに近い、いわゆる低教会派 (Low Church) の聖職者が多くなる中で、国教会支持者はどのように国教会を維持・強化しようとしたのであろうか。

すでに一六八九年に寛容法案が審議されていたから、国教徒議員の間では、審査法を廃止しようとするウイリアム三世の動きを警戒し官職を重視する議論がなされていった。そして、アン女王治世にはいよいよ一部の国教徒たちは、議会で便宜的国教徒防止法案 (Bill for Preventing Occasional Conformity, 以下、防止法案と略記) また、成立した法を防止法と略記する) を推進したのであった。反対に、ホイックは便宜的国教徒を国教会に取り込もうと期待し、防止法案は寛容法を侵害するものであると批判した。

一般的に、一八世紀のイギリスでは防止法案を支持したような厳格なトーリーや高教会派 (High Church) は衰退し、ホイックや低教会派が優位になつていくとされる。日本とイギリスにおける教会史の概説では、一七一一年に成立する防止法は寛容法に逆行する反動とみなされているが、本

稿では防止法推進派の意図を明らかにしたい。便宜的国教徒の論争での法案推進派の意見には、国教会の維持・強化にとつて重要な論点が含まれていると思われる。

日本においては、防止法案についてのまとまった研究はない。イギリスにおいても研究は少ないと、便宜的国教徒に関する同時代のパンフレットを紹介したフランニンガムの研究や、強硬な国教徒議員が財政法案と組み合わせることによって防止法案を通過させようとしたことに注目して、この問題を議会審議上のテクニックの例として取り上げたスナイダによる研究がある。<sup>(1)</sup> そのほか、ホームズによるアン女王治世の概説にも、防止法案の審議の言及がある。<sup>(2)</sup> また、包括法案・寛容法案および、防止法案にも関わった政治家ノッティングガム伯 (Daniel Finch, 2nd Earl of Nottingham, 1647-1730) についてのホーウィッツの研究は、ノッティングガム伯の行動を晩年まで詳細に分析している。<sup>(3)</sup> しかし、これらの研究においては、防止法案支持者たちの意図は明らかにされていない。

防止法案についての研究ではないが、近年、名誉革命以降の一八世紀のイングランド国教会に関する研究が増えてきている。例えば、グレゴリはいわゆる高教会派と低教会派の区別はあいまいで、多くの聖職者たちは牧会の改善 (pastoral improvement) への関心や、国家教会という理想などで一

致していたと述べている。このような主張は、今まであまりなされていなかった。また彼は、カントベリ大主教の教区においては非国教徒と国教徒の境もあいまいであり、しだいに非国教徒の勢力は低下して、対立もなくなつていつたとしている。ギブソンも同様に、一八世紀の国教会は從

来の研究では論争によつて分裂していいたとされているが、同時代人の著作によればそのような分裂は少なかつたと考へてゐる。また、彼は国教徒と非国教徒も互いに平和に生活していいたと述べ、国教会内部で論争があつてもそれは重要ではない、ささいなことであつて、国教会は一致と平和を唱えその実現に貢献していいたと強調している。

このように、国教会聖職者を高教会派や低教会派に分類できないとする指摘は重要であるが、他方、国教会全体が単に非国教徒と一致・和解しようとしていたと簡単に結論づけてしまうこともできないであろう。寛容法の解釈や防止法案をめぐつては、国教会関係者内部において意見の違ひがみられたのである。

本稿では、防止法案をめぐる議論を通じて、主にトーリーと一部の国教会聖職者が名譽革命後どのような方針をとるうとしていたのかを明らかにし、一八世紀初期における国教会の位置づけを見直すことを目的とする。防止法を支持した人々は寛容法を認めた上で、官職を国教徒で独占する

ことによつて国教会を強化しようとしており、非国教徒の立場が上昇する時代であつても、国教会の地位を守ろうとする意見は依然として強かつたと思われる。

## 第一章 便宜的国教徒問題

便宜的国教徒は王政復古期から存在しており、彼らの行動は本来は純粹に宗教的な行為であった。非国教徒の牧師は一六六二年以来、イングランド国教会から分離しているにもかかわらず、国教会への慈悲心 (charity) を示す意味で、一六七三年の審査法成立以前から国教会に来る者がい<sup>(1)</sup>た。しかし、自治体法や審査法の規定があつた以上、官職めあての便宜的な礼拝への出席も行なわれていたことは確かであつた。

この便宜的国教徒という表現は、非国教徒の中でも主に長老派について用いられたようである。ノッティンガム伯は、防止法案についての草稿で長老派のことを次のように書いている。「すべての宗派の中で、主に長老派、たぶん長老派だけがこの法案に関係している。ほかの残り、独立派、再洗礼派、クエーカーの主義と意見を考えるなら、彼らのうちで我々とサクラメントをともにする者は誰もいないし、我々の官職についている者はほとんどいない。・・・長老派

の多くは「サクラメントを受ける時」ひさまづくことは合法ではないと考えているから、国教会の礼拝様式に従つてそれを受けることはできない。長老派は、儀式の一部を除けば違和感なくイングランド国教会に来ることができたが、ほかの宗派は国家教会そのものに反対していたし、国教会の儀式にも妥協できなかつたようである。

便宜的国教徒は国教徒から二つの評価をされていた。まず、便宜的国教徒の行動は改宗への一步だとして非国教徒が少しでも国教会に来ることを認め、好意的に受け止めるという立場がありえた。たとえ便宜的であつても、非国教徒を国教会に引き戻す効果があると思われたのである。しかし、サクラメントを重視する者にとっては、これは神を冒涙する許すことのできない行為であった。例えは『穩健さと便宜的な聖餐の問題』というパンフレットでは、人々は神聖なきずなのもとで結びつくが、便宜的国教徒は国教会におけるサクラメントのもとでも我々とは一致しないし、便宜的なサクラメントは福音にもとづかない、無に等しいものとみなされている。しかも、彼らが官職を得るためだけに国教会でサ克拉メントを受けた後、すぐに非国教徒の集会所に行つてしまふならば、なおさら非難の対象になつた。このパンフレットでも、彼らは官職を得ることだけを考えているとして批判されている。<sup>(1)</sup>

法的には、国教徒以外の者が官職につくことを禁止する審査法と自治体法が存続していたが、これらの法では、人々に頻繁に国教会に通うことまでは求めてはいなかつたので、国教会の立場は不安定であつた。自治体法では、選挙前一年以内に一度イングランド国教会のサクラメントを受け、ことを求めており、審査法においても、官職についてから一定期間内に一度教区教会においてサクラメントを受け、裁判所で証明書を取れば良いだけだつたからである。さらに寛容法によつて、非国教徒の礼拝集会に通うこと自体は合法となつたので、たとえ便宜的国教徒がその礼拝集会へ行つたとしても、彼を罰することは困難になつたのである。非国教徒に同情的なオランダ人ウイリアム三世の治世の間は、議会で便宜的国教徒を取り締まる動きはみられなかつた。しかし、イングランド人であり熱心な国教徒であるアン女王が即位すると、高教会の立場をとる人々とトーリーの期待は高まつた。実際アンは即位した直後の一七〇二年五月の議会閉会演説において、常にイングランド国教会の利益と信仰を完全に堅く守り、国教会を支持するための眞実の情熱を持つてゐる人に好意を示すと述べたのである。ただし、アンは高教会派的な聖職者やトーリの中でも極端な人物や教会内部の対立を嫌つており、ホイッグとトーリのバランスをとろうとしていた。<sup>(2)</sup>

さて、議会においては、宗教面だけでなくスペイン継承戦争の継続をめぐつて推進派のホイッグと反対派のトーリーが対立する中、おそらくアンの即位をきつかけとして、一七〇二年一二月にトーリ議員によつて防止法案が庶民院に提出された。以下、一七〇二年、〇三年、〇四年と三回提出された防止法案の内容と審議の流れをみていただきたい。三回とも法案はトーリの多い庶民院で通過した後、貴族院に送られるのであるが、いずれもホイッグや稳健トーリ貴族、一部の主教などの反対により失敗してしまう。

## 第二章 防止法案の審議

まず一回目の試みでは、一七〇二年一二月四日、庶民院で防止法案を提出する許可が与えられ、トーリ議員のウィリアム・ブロムリ（William Bromley, 1664-1732）、一七一二年にボーリングブルック子爵となるヘンリ・セント＝ジョン（Henry Saint-John, later Viscount Bolingbroke, 1678-1751）、「一七一〇年に第五代アングルン伯となるアーサー・アンズリ（Arthur Annesley, 5th Earl of Anglesey, ?-1737）の三人がその法案を提出した。ノーティンガム伯がブロムリに法案を提出するよう説得したようである。<sup>(1)</sup> 一二月一七日、法案は第二読会後、全院委員会に

付託され、一八日に第三読会にかけられると、正式案となつた。そして法案は庶民院を通過し、これをブロムリが貴族院へ持つて行った。<sup>(2)</sup> この法案の骨子は以下のようである。

- ①政府・都市自治体の官職についている者は、イングランド国教会のサクラメントを受け、聖職者から許可書をもらう。その許可書によつて官職についた後に、五人以上の非国教徒の集会に出席した場合、官職から除外され、一〇〇ポンドの罰金を課される。
- ②上述の非国教徒の集会に出席しながら在職していれば、一日につき五ポンド支払わねばならない。

③一年間イングランド国教会に通うまで、再び任用されない。

貴族院では一二月三日の第二読会後、法案は全院委員会に付託された。そして、この法案は審査法に関する人以外には、つまり都市自治体関係者には適用しないという修正案が可決された。一二月七日、法案はそのほかの修正とただし書きをつけて正式案となり、九日の第三読会後に通過した。<sup>(3)</sup> しかし、貴族院の行なつた修正は法案の効果を弱めるものであつたので、一七日、修正について庶民院が両院協議会を希望した。<sup>(4)</sup> 翌年一月九日に両院協議会が、一六日に自由協議会が行なわれ、二月二四日、貴族院で自由協議会の報告がなされた。しかし、貴族院も庶民院も自説を主

張してゆずらないうちに、二月二七日に議会は閉会となり法案は廃案となつたのであつた。<sup>(22)</sup>

貴族院は都市自治体関係者にはこの法を適用しないとしたほかに、AからEまで五つの修正を加えていた。A「この法に反する違反をした者は治安判事や裁判官の前で、そのような「違反の」宣言がされたのではなければ、誰もこの刑罰を受けない」という条項は庶民院で認められたが、B「プロテスタントは、正式に官職に就任する場合、国教会のサクラメントを受け、化体説を否定することを強制されない」という条項の付加<sup>(23)</sup>さらに、C「大学の教会、D「外国人の教会、Eホスピタルの所長と自治体ワークハウスの補佐にはこの法は適用しない」という例外規定を設ける修正は同意されなかつたのである。

一二月七日に可決され、再びブロムリが法案を貴族院へ持つて行つた。法案の条項は前年よりも緩和され、取締まりの対象となる礼拝集会は五人以上から一〇人以上に拡大されたほか、罰金も一〇〇ポンドから五〇ポンドに減らされた。ノンティンガム伯は一七〇二年と三年の二つの法案の違いを記した草稿の中で、「一七〇三年の法案は緩和されたといつて法案を擁護している。しかし、一二月一四日の貴族院における第一読会後の採決では、第二読会に進まないことが五九票対七一票で決められたのであつた。<sup>(24)</sup>

この一二月一四日の、防止法案の第二読会を行なうか否かの貴族院における採決をみると、主教たちが防止法案をめぐつてほぼ半数ずつに分裂していることがわかる。法案賛成派の九人はいわゆる高教会派、反対派の二二人はいわゆる低教会派としての面が表れたと考えられる。しかし、ノンティンガム伯は、国教会の典礼が行なわれないフランスとドイツの外国人教会は非国教徒の礼拝集会に等しいとみなしていたため、外国人の教会に法を適用しないことは反対であつたであろう。彼は、外国人の礼拝のやり方は、イングランドの非国教徒のそれにまさるとも劣らず、国教会の礼拝様式に適合しないし、彼らが礼拝をしてまいりという自由は彼らが官職を得てもいいという権利にはならないと主張していた。<sup>(25)</sup>

翌一七〇三年に、防止法案が再度庶民院に提出されると

のように、彼らは名譽革命の時期には一致して包括法

案を支持していたが、その後は、便宜的国教徒を国教会に取り込むためにさらに緩和の努力をする方向と、より厳しく取り締まる方向とに分かれたのであった。バーネットたちは包括の試みを続けようとしたし、シャープたちはそれよりも審査法・自治体法の実施を確実なものにしようとしたことがわかる。このように彼らは、イングランド国教会をどのように強化するかという方法をめぐって「対立する」とになったが、防止法案賛成者も反対者もいれども国教会体制を守る側に立っていたと考えることができよう。

翌一七〇四年に三回目の防止法案制定の試みがなされた。法案の内容は明らかではないが、いくつかの条項がさらに緩和されたようである。防止法案は庶民院において一月二八日に第二読会にすすみ、全院委員会に付託された。二月九日の『庶民院日誌』には、第三読会を火曜日「一二月一日」に行なうと書かれている。実はこの会期、庶民院の強硬なトーリ議員は「タック」(tack)という手段を用いて、貴族院が法案を通過せざるをえないようにしようと画策していた。第二読会後、防止法案を地租法案(Land-Tax Bill)と同じ委員会に付託することが提案されたのである。タックとは、どうしても通過させたい法案に、国家の財政にとつて重要な歳入法案を付加して一本の法案にすることである。この作戦が成功すれば、貴族院は防止法案には

反対であつても、財政法案を通すためには防止法案もそのまま受け入れざるをえない状況に追い込まれることになつた。結局、タックは庶民院において賛成一三四票、反対二五一票で否決され、タックしない防止法案が庶民院を通過した。同法案は貴族院で一二月一五日に第一読会が行われたが、第二読会に進むかについての投票の結果、七一票差で否決されている。このようにトーリの一部は三回目の年度には強硬な手段も用いたのであるが、庶民院の稳健派、貴族院のホイッグ、主教らの反対によって、一七〇〇年代前半の防止法案制定の試みはいずれも成功しなかつた。

### 第三章 防止法案をめぐる意見

ここでは、防止法案をめぐる議論をもう少し詳しくみてみよう。まず、法案に反対した聖職者の意見を取り上げたい。例えば、パトリックは、それは寛容法を侵害するだけではなく、国教徒と聖餐をともにする非国教徒の中の「良い人々」を弾圧するものであると考えていた。かつて包括法案を支持していた彼は、その延長線上で、便宜的国教徒をイングランド国教会の中に取り込んでいくことを視野に入れていたのである。また、バーネットは一七〇一年にこう記している。「國家は寛容法制定以来、平静になつており、

イングランド国教会と便宜的国教徒防止法（青柳）

非国教徒はイングランド国教会よりも力を失くしている。そして今、国家は戦争中である。それゆえ、このような時、国内に宗教問題で敵意をかきたてるのは不合理である。罰金も高い。法案を支持している人はすべて寛容法を継続すると言宣言しているが、彼らの非国教徒への厳しさは、非国教徒の絶滅を計画しているかのようである。この法案の目的は、トーリに投票しない人すべてを自治体から閉め出すことである。」

防止法案反対派は、もはや寛容法が浸透している時代において、非国教徒への迫害を強めるような防止法案には賛成できないと考えた。彼らは、寛容法はプロテスタントの人々が自らの礼拝集会に通う権利を必ず保証するものと受け止め、そのことを通じて非国教徒を国教会の味方につけることを期待していたのである。

一方、寛容法が成立しても便宜的国教徒を容認しなかつた聖職者やトーリの、寛容法の解釈および方針を考えていきたい。はじめに、一七〇二年から一八年まで日記をつけていた」とで知られるカーライル主教ウイリアム・ニコルソン（William Nicolson, 1655-1727）の意見を紹介する。<sup>(36)</sup>

一七〇二年一二月三日、彼の日記によれば、彼は防止法案をめぐって貴族院で発言するため、次のような演説を用意していた。

・・・我々の主の晩餐での神聖なサクラメントは、普通、聖餐（Communion）と呼ばれている。それは我々の救い主の靈的な体において、我々が固く統一されるとの明白なシンボルであるべきである。それゆえ、神聖な儀式において、世俗的なねらいや目的のためにこのパンを裂く」とほど恐ろしい冒瀆はないに違いない。人々が名誉や官職における世俗的な有利さだけに関心をむければ、その人は主を理解することができなくなる。そういう人は神ののろいを食べ、飲むことになると私は確信している。・・・私は今、この法案を委員会に付託することと、法として通過させることに賛成である。

彼は、神聖なサクラメントが官職や出世のために利用されることを認めることはできないと主張している。（まもなく）彼は便宜的国教徒を認めるテニソンと親しくなるが、この時点では、国教会の利害に関わる問題をめぐっては厳格な方針をとつていた。

また、強硬なトーリ、サー・ジョン・パキントン（Sir John Pakington, 1671-1727）も便宜的国教徒を批判した。彼は一六九〇年からウスター選出の庶民院議員となり、

一七〇三年一一月二五日、庶民院で防止法案を提出する動議が出された時、国教会の防衛のためには防止法案が必要だと主張したのである。彼はホイッグの第三代サンダーランド伯 (Charles Spencer, 3rd Earl of Sunderland, 1674-1722) の意向に従つて、ニソンを批判してから、次のように述べた。<sup>(39)</sup>

もし彼ら「非国教徒」がそんなに強力で数が多いなら、我々にとつて自分たちを彼らから守る時である。・・・官職についている一人の非国教徒は、それから除外される一〇人よりもイングランド国教会に対して害を与えるのではないか?・・・国教会の防衛において作成された最高の法「審査法」の効力を逃れるため、この便宜的国教徒の行為を私は醜聞であり不正であると思う。・・・我々のうわべだけの穩健さによるそのようなみじめな意図 (dismal effect) が、私には理解できない。私は心からこの法案の成功を願つている。

次に、トーリーのノッティンガム伯の考えについて、一七年ころに書かれた「便宜的国教徒防止法案」という名の法案の短い弁明、それについての意見・所見とともに」という草稿を通して、詳しくみていきたい。彼はかつて非国

教徒に妥協的な包括法案を支持していたとはいえ、防止法案推進において中心人物となつたので、むしろ高教会派トーリ (High Church Tory) とみなされがちである。<sup>(40)</sup> また、彼は一七一年にスペイン継承戦争の講和問題で、ホイッグと取引きをしてまで防止法案を通過させたとして同時代人から非難されているが、このような行動をとつた彼の意图も明らかにする。

ノッティンガム伯の草稿の主な論点をまとめると、以下のような内容である。

一、自治体法の擁護。イングランド国教会と国家の統治に不満を抱いていたメンバーや、自治体から追放された。統治に関する官職に侵入してきていた人々、国教会と国家の利益のために愛情と情熱を示す誠意ある証拠をみせない人々に対して、自治体を防衛することが必要であった。官職につく者は便宜的にではなく、イングランド国教会への彼自身の敬虔さと熱意によつてサクラメントを受けなければならない。自発的に国教会のメンバーであることを宣言しなければならないのである。自治体法には、国教会の首尾一貫した熱心なメンバーではない者全員を除外する目的がある。

二、審査法の擁護。ローマの誤りに対する審査や宣言は、熱心な国教徒である証明として充分かつ明白であるにもか

かわらず、賢明な議会は、カトリック教徒ではないというだけでは、将校・公官吏として充分安全であるとは考えなかつた。それだけではなく、その人が完全なプロテスタント、つまり国教会のメンバーであることを要求したのである。これには大変もつともな理由がある。どれだけ非国教徒がカトリックに反対していようとも、それが国教徒と同じ種類のものではないことは確かだからである。プロテスタンント宗教の栄光ある擁護者は、国教会のメンバーだけである。

三、戦争を理由に防止法案に反対する者への反論。この時期イングランドは戦争をしており、できるだけ統一を維持すべきなので、防止法案は時機を得ていないという意見がある。確かに、我々はオレンジ公ウイリアムがやつて来てから確立され守られてきた宗教のために、また、イングランドとヨーロッパの自由のためにこの戦争に従事している。……しかし、エリザベス(Elizabeth I, 在位 1558-1603)治世に・・・戦争中であつても、弾圧法で非国教徒を抑えることが時機にかなつていないと考えられなかつた。なぜ、非国教徒は法によって統治の権力から排除されるのか？彼らは、イングランド国教会と国家において、我々自身の政体(constitution)を確立する法をいつか廃止してしまうかもしれない、法の執行に関して、信用できないから

である。そして、結果的に彼らは戦時において信用できなければ、将校・公官吏として充分安全であるとは考え難いのである。統治は弱体化し・・・彼らは我々の統治を覆し、低下させる。・・・我々は次のような結論を出さねばならない。我々はこの法案を今以上に必要としたことは決してなかつたし、この法案に反対することこそ、非常に時機を得ていいない。

四、いきすぎた寛容への反論。防止法案は迫害であり、寛容を取り除くよう計画されているという意見もある。しかし、寛容法とは、いくつかの刑罰法から非国教徒を免除するのであつて、非国教徒に官職を与えるものなのかな？彼らは礼拝集会に行こうとも、裁判官(Magistrates)の権力から自由ではあるが、それが彼らに裁判官の権力を与えるのか？端的に言えば、フランスのプロテスタンントは、官職と登用(employment)の権利とそのほかの免除があるが、それは彼らの破滅のために少しずつフランス国王によって奪われていった。こゝ「イングランド」での非国教徒は官職につく権利がない。そして、法を逃れることによつて官職を得ようとするのを防ぐことがこの法案の目的である。・・・今は官職についてだけ述べたが、もしこのケースを聖職の昇進にも当てはめれば、非国教徒牧師が昇進を認められるということになる。我々の当世風の主教たちが、こんなに危険なライバルたちを黙認してもいいと思うほど

低教会派ではない、と私は確信している・・・。

かつてノゾテインガム伯は寛容法を支持していた。しかし、彼はすでに一六八九年に包括法案と寛容法案が貴族院で審議されていた時から寛容は認めても非国教徒を官職につけることには反対しており、「我々の宗教は国教会の宗教 (established Religion) であるから、いかなる非国教徒とも統治を分かち合はう」と認めるのは、実行不可能であると同じく危険である」と考えていたのである。彼にとつての理想は、包括を達成してできるだけ多くの人々を国教会に取り込み、官職を国教徒で独占することを前提とし、その上で国教会の外に非国教徒がどどまるならば、それを許すことであった。このように包括なしの寛容だけが認められたこの時点では、ノゾテインガム伯は防止法案を主張せざるをえなかつたのである。

#### 第四章 防止法の成立

一七〇四年以後、防止法案は成立をみる一七一年まで提出されなかつた。その理由ははつきりしていながら、三年連続の失敗を経験し、成功的展望を持ちえなかつたからとも考えられる。しかし、その間の一七〇九年には、社会的に便宜的国教徒が話題になつたことがあり、それによつ

て防止法案をめぐる状況は変化することになる。そのきっかけは、オクスフォード大学モードリン・カレッジのフエロー、ヘンリ・サシェヴェレル (Henry Sacheverell, 1645? - 1724) がガイ・フォークス・デーにセント・ポール大聖堂で行なつた「教会と国家における偽の兄弟たちからの難 (コリントの信徒への手紙 二、一章二六節)」という説教(1)であった。彼は、理神論者 (Deist) ユニテリアン (Unitarian)、便宜的国教徒、ホイッグの」と教会と国家両方における「偽の兄弟たち」といつて批判するとともに、無抵抗、受動的服従の理論を主張したのである。彼は、便宜的国教徒に對して穩健な態度をとる国教徒の間では次のようなことが流行しているといつて批判した。(2)

すべての機会に公的・私的両方の問題において、非国教徒は穏やかな良心と敬虔さの持ち主であるとして彼らを容認することと、彼らの利害を選挙において促進すること、「聖職に限らず」官職・昇進 (Places and preferment)において彼らをこつそりと入り込ませることと、寛容と良心の自由を擁護して、穩健さを口実にして彼らが分離しているのを弁護すること、イングランド国教会の眞実の子たちは問題を高教会派的 (high) に進めすぎているといつて非難するなどである。

しかし、このような中で得をするのは偽の兄弟たちなのである。

そして、彼は「偽の兄弟たち」によるイングランド国教会への服従は確かに利益と野望に基づいているとし、「今、彼らは寛容法から、市民権（彼らはそう呼ぶが）を要求する」と、イングランド国教会を女王の国家教会の地位から押しのけることへと進んでいた。（つまり、大胆にも自治体法と審査法の廃止を要求したのである）と主張した。<sup>(45)</sup> サシエヴェールは当然防止法案に賛成だったであろう。

便宜的国教徒のほか、名譽革命を正当化するホイッグも偽の兄弟たちとして批判した彼の説教は、私費出版され大変な反響を呼び、当時のホイッグ寄りの政府はこのような社会の動きに不安を覚えた。そして、サシエヴェールは一七一〇年二月から弾劾裁判にかけられることになり、有罪判決を受けるが、刑は説教の停止と「偽の兄弟たち」のパンフレットの焼却など比較的軽く、世論も彼に好意的であつた。また、サシエヴェールの騒ぎのおかげで、このあと総選挙でトーリーが議席を増したことも重要である。

その後、一七一年、ようやく四回目の防止法案が提出された。まず、法案は貴族院で一二月一五日に第一読会、

一七日に第二読会にすすみ、全院委員会に付託された。<sup>(46)</sup> 八日に第三読会を通過すると、送付された庶民院でも、防止法案は早くも一二月二〇日には通過したのであった。

実は、この時の法案の通過はスペイン継承戦争の動向と関わっていた。トーリの中でもホイッグに近い大蔵卿ゴドルフィン伯(Sidney Godolphin, 1st Earl of Godolphin, 1645-1712) やマールバラ公(John Churchill, 1st Duke of Marlborough, 1650-1722)はスペイン継承戦争を続けようとしており、彼らはノッティングガム伯に働きかけ、ホイッグが防止法案に反対しないかわりに、ノッティングガム伯もトーリに戦争支持を説得するように依頼していたのである。そして、ノッティングガム伯はこれを受け入れたのだった。そのため、彼は同時代人から自分の党派であるトーリをすべてたと非難された。また、これをノッティングガム伯とホイッグの「邪悪な悪魔の交渉」と述べる研究もある。<sup>(47)</sup>

しかし、ノッティングガム伯の一七一年一二月一六日付の妻への手紙によれば、彼がホイッグに妥協して戦争支持にまわったわけではないと判断される。彼は戦争反対を唱えるトーリの側ではあつたが、もしスペインと西インド諸島がフランスのものになるなら、講和すべきではないと考えていたのである。ゴドルフィン伯とマールバラ公は、ノッティングガム伯には彼らができるないと、つまり、スペイン

継承戦争について何人かのトーリーを説得することができ、それなしではホイッグの戦争継続政策は失敗するであろうと言つて彼を説得したのであつた。

一般的にトーリ議員はスペイン継承戦争の継続に反対する傾向があつたが、彼らの間で意見は分かれしており、ゴドルフィン伯とマールバラ公のように、戦争を支持するホイッグに近い者もいた。しかし、ノツティングガム伯は、戦争反対のトーリを説得することが困難であることはわかつてい

た。なぜなら、もし戦争続行となれば、戦争に消極的な當時の初代オクスフォード伯ロバート・ハーリー(Robert Harley, 1st Earl of Oxford 1661-1724)を中心とするトーリ政権にとつて打撃になり、権力はホイッグの手に逆戻りしてしまいう危険があつたからである。トーリ議員たちはハーリー政権が完全にトーリの利益になるとは信じていなかつたが、ホイッグを恐れていた。そこでノツティングガム伯はゴドルフィンらとの話合いの時に、トーリのための防衛である防止法案をホイッグは拒むべきではないと言つた。

彼らとの話合いの後、早期講和を目指すハーリーが訪ねてきたが、ノツティングガム伯は講和には反対しつづけた。このような事情で、防止法案は貴族院において反対なしで通過し、迅速に成立したのである。この法は、文官と軍隊の士官、アン女王と王族に仕えている者、自治体で官職につ

いている者に対して、一〇人以上集まる非国教徒の礼拝集会に参加すれば四〇ポンドの罰金を課すというのが主な内容であった。なお、便宜的国教徒の実態や防止法の効果についての研究はイギリスにおいてもなく、わからない点が多いが、便宜的国教徒が起訴されることはまれで、効果はあまりなかつたようである。<sup>35)</sup>

### おわりに

名誉革命後に、非国教徒でありながら官職を得ることを目的として国教会の礼拝にやつて来る便宜的国教徒をめぐつて、国教徒の間で意見の違いがあらわれた。ホイッグ政治家や彼らと近い低教会派の聖職者は、便宜的国教徒を国教会に取り込むために容認していたが、その一方で、トーリや高教会に近い聖職者の中には、できるだけ多くの国民を含む包括的な教会を希望していたとしても、便宜的国教徒を取り締まる防止法案を支持した人々もいたのである。從来の研究では、防止法案推進派の活動は寛容法に反する、アン女王治世における一時的な反動であるとみなされている。また、彼らの活動の目的や重要性はあまり明らかにされてこなかつた。しかし、国教会の地位が低下した一八世纪初期において、彼らは国教会を維持・強化するために重

要な方針を示したと思われる。<sup>(5)</sup>

ノットインガム伯を中心としたトーリ議員と聖職者は、  
寛容法を認めつつ審査法・自治体法をいつそう重視し、国

教徒による官職の独占を維持することを主張した。そして

一七一〇年代初頭には法案推進派の主張が通り、防止法は

成立した。本稿では、防止法案推進派の意見を中心に検討  
してきたが、名誉革命後に非国教徒に同情的なホイッグや  
国教会聖職者が優位になる中で、推進派は今まで以上に官  
職を国教徒に限る宗教政策によって、国教会の政治的・社  
会的優位を守ろうとしていたのである。

ただし、この防止法は、一七一四年にアン女王が死亡し  
てハノーヴァ朝が始まる、一部のトーリ政治家や主教の  
反対を押し切って、非国教徒に妥協的なホイッグ政治家の  
ちによつて一七一九年に廃止されることになるので、制定  
されていたのは短期間であった。しかしながら、防止法と  
いう非国教徒への対策が試みられたように、国教会関係者  
の間で名誉革命後の国教会を強化するために、審査法・自  
治体法を重視する考えがあつたことを強調しておきたい。  
それらの法は国教徒の政治的・社会的な優位を維持するも  
のであり、ホイッグが権力を持つていた一八世紀において  
も廃止されることはなかつたのである。

今後の課題としては、宗教政策だけではなく、教区の改

#### （注）

- (1) 王政復古期における包括法案・寛容法案の意義や、寛容法  
が成立するまでの詳細は、拙稿「ラティティュー・ディナリアン  
と包括——一七世紀後半のイングランド国教会と国教徒——」『史  
苑』五九巻二号（一九九九年）七〇～八九頁、同「王政復  
古期イングランドにおける包括法案と寛容法案』『史学雑誌』  
一〇八編六号（一九九九年）、四三～六五頁を参照。

- (2) 非国教徒の集会所の増加についての詳細は D. L. Wykes,  
"James II's Religious Indulgence of 1687 and the Early  
Organization of Dissent : The Building of the First  
Nonconformist Meeting-House in Birmingham",  
*Midland History*, 16 (1991) : 86-102 ; E. D. Bebb,  
*Nonconformity and Social and Economic Life, 1660-1800*  
(1935, Philadelphia : Porcupine, 1980), 174 を参照。

松園伸『産業社会の発展と議会政治』（早稲田大学出版部、  
一九九九年）、一四四頁でも集会所の数と非国教徒の人口を  
まとめている。常設と臨時あわせた集会所は、一六八八～九  
〇年の九三九箇所から、一六九一～一七〇〇年には約一三〇  
〇箇所へ増加した。成人人口は、一六六〇～一七〇〇年の一  
五～二五万人から、一七〇〇～一七二五年には二五～三〇万  
人へ増加した。

革や慈善など一八世紀の社会においてイングランド国教会  
が果たした役割や、布教活動などを通じて、停滞していた  
とみなされがちな国教会の重要性を考えていきたい。

- (∞) キクラメノムは、聖餐（聖公会語）、聖典礼（アロナベタノム語）、秘跡（カトリック語）に近たる。説教とともに教会のもつとも重要な機能。本稿で問題とされているサクランボンは聖餐である。聖餐はキリストの血と体にあずかるものであり、信仰者側の多様性にむかかわらず、キリストのまじめが一つになるといふのである。イングランドは国教会の礼拝様式に従つて聖餐を受ける。特に聖餐を受ける時に、聖書に根拠がないにもかかねらず、ひやもぐくりいは、非国教徒にとって受け入れがたしいのであった。
- (4) 高教会派は国教会内で厳格な立場をとり、キクラメノムや伝統を重視していたが、低教会派はサクランボンより説教を重視し、非国教徒に妥協的であった。
- (∞) John Flanigan, "The Occasional Conformity Controversy: Ideology and Party Politics, 1697-1711", *Journal of British Studies*, 17 (1977); Henry L. Snyder, "The Defeat of the Occasional Conformity Bill and the Tack: A Study in the Techniques of Parliamentary Management in the Reign of Queen Anne", *Bulletin of the Institute of Historical Research*, 41 (1968).
- (∞) Geoffrey Holmes, *British Politics in the Age of Anne*, revised ed. (London : Hambleton, 1987), 99-108.
- (∞) Henry Horwitz, *Revolution Politicks: The Career of Daniel Finch, Second Earl of Nottingham, 1647-1730* (Cambridge : Cambridge UP, 1968).
- (∞) Jeremy Gregory, *Restoration, Reformation and Reform, 1660-1828: Archbishops of Canterbury and Their Diocese* (Oxford : Clarendon, 2000), 91, 207.
- 井だ、トマトーム回様は、十七世紀末から十八世紀初期の国教会聖職者たるは、国教会の基金や布教活動のために一致してこたゞ述べてゐる。Jeremy Taylor, "Bishop Edmund Gibson's Proposal for Church Reform", Taylor ed., *From Cranmer to Davison: A Church of England Miscellany* (Woodbridge, Suffolk : Boydell, 1999), 174.
- (∞) William Gibson, *The Church of England 1688-1832: Unity and Accord* (New York : Routledge, 2001), 1-3, 49, 240-244.
- 井だ、トマトーム回様の研究 (J. C. D. Clark, *English Society 1688-1832: Ideology, Social Structure and Political Practice during the Ancient Regime* (Cambridge : Cambridge UP, 1985)) にて、それがや軽視され、いた国教会の役割を再評価した点で支持してゐるが、クリークが一八二八年に審査法と自治体法が廃止されて国教会のくぎモードがはずれたとして一八二八年を強調します。しかし、これは批判的で、われ以降の国教会はその地位を国教会は保つてこたとコレ。Gibson, *op. cit.* 18.
- やのほか、John Walsh, Colin Haydon and Stephen Taylor eds., *The Church of England, c. 1689-1833: From Toleration to Tractarianism* (Cambridge : Cambridge UP, 1993) による研究があつて、この研究は、歴史家からの解説が載つた十八世紀の国教会の評価を見直すへんこい論などである。
- (10) Norman Sykes, *From Sheldon to Secker: Aspects of English Church History 1660-1768* (Cambridge :

- Cambridge UP, 1959), 96, 97 ; G.V. Bennett, *The Tory Crisis in Church and State : The Career of Francis Atterbury, Bishop of Rochester* (Oxford : Clarendon, 1975), 14.
- (11) Leicestershire Record Office, Finch MSS., Political Papers, 119 (以下 LRO, Finch MSS., Political Papers, 119 ～<sup>ル</sup> 諸記)。
- (12) フリード [ ] 土筆類の種々やね。
- (13) George Every, *High Church Party 1688-1718* (London: Soc. for Promoting Christian Knowledge, 1956), 110.
- (14) Thomas Wagstaff, *The Case of Moderation and Occasional Communion Represented by Way of Caution to the True Sons of the Church of England*, 2nd ed. (London, 1706), 36.
- (15) *Ibid.*, 37.
- (16) William Cobbett ed., *Cobbett's Parliamentary History of England*, 36 vols (London, 1806-1820) (以下 Cobbett ～<sup>ル</sup> 諸記), vol. 6, 25.
- (17) Bennett, "Conflict in the Church", ed. Holmes, *Britain after the Glorious Revolution, 1689-1714* (London : Macmillan, 1969), 167.
- (18) 1688年革命後に一派が主教となりタルバーモ・ベーネット (Gilbert Burnet, 1643-1715) が、ヨーロッパ革命からトーリー女王治世を絶えず批判した『私の時代の歴史』を執筆して、この著作を所蔵していた同時代人の中に、余白にメモや感想などを書き込みする人がいた。その内容は、ウエーブリ奇編集された。
- (19) *The Journals of the House of Commons* (以下 CJ ～<sup>ル</sup> 諸記), vol. 14, 14, 35, 46.
- (20) *The Journals of the House of Lords* (以下 LJ ～<sup>ル</sup> 諸記), vol. 17, 178-180, 184.
- (21) *Ibid.*, vol. 17, 192.
- (22) *Ibid.*, vol. 17, 233, 244.
- (23) *Ibid.*, vol. 17, 306-315.
- (24) *Ibid.*, vol. 17, 319.
- (25) Cobbett, vol. 6, 62-67 ; LRO, Finch MSS., Political Papers, 119.

一七一〇年から國務大臣（権威）を務め、一七一一年に男爵から伯爵に昇格したダーメン・レグ (William Legge, 1st Earl of Dartmouth, 1672-1750) が書込みによれば、防止法案は最初にサー・ヘンリー・ハムウェイという人物が非国教徒で、ありながらローマノ・市長となつたときに始まつたのであつた。そのいふところでは、ジョン・ハウ (Mr. John How) は庶民院に「宗教における偽善を防ぐ法案」(Bill to Prevent Hypocrisy in Religion) を提出する動議を出した。彼は便箈的国教徒の行ないを暴いて彼らがいかに無覺であるかを示す以上意図はなかつた。ダーメン・レグは説いた。しかし、ヘンリイ・ガム伯はそれは大いに利用できると考え、プロテスティンの法案を提出するよう催促したところ。

Gilbert Burnet, *History of His Own Time*, ed. Martin Joseph Routh, 6 vols (Oxford : Oxford UP, 1833, Darmstadt: Georg Olms, 1969) (以下 Burnet, History, ed. Routh ～<sup>ル</sup> 諸記), vol. 5, 49.  
ヒュッセイ、カーリング等 DNB に記載がない。

(26) *Ibid.* ノシトマンガム伯は防止法案に関する草稿を二つ残し、*Political Papers*, 119 ページでまとめられてゐる。書かれた時期は不明であるが、一七〇三年末から一七〇四年末までの間であらうと推定される。

(27) *CJ*, vol. 14, 246.

(28) LRO, Finch MSS. Political Papers, 119.

(29) *The History and Proceedings of the House of Lords from the Restoration in 1660, to the Present Time...*, 12 vols (London : Ebenezer Timberland, 1742) (以下 *Lords, Timberland* と略記), vol. 2, 69, 70 ; *JL*, vol. 17,

348. 貴族院日誌では採決の票数までは書かれてゐない。

(30) 一七〇二～一七〇四年ともに法案の草稿は残っていない。

そのたゞ、一七一一年に成立した防止法の全文と、議事録、

ノンティンガム伯が書いた一七〇一年と一七〇三年の法案の

違ふについての文書 (LRO, Finch MSS. Political Papers, 119) から、法案の内容を推測することができる。特に、一七

〇四年は史料が残っていないのであるが、法案の内容が次第

に緩和されていったことは確かである。

(31) 松園伸『イギリス議会政治の形成』(早稲田大学出版部、一

九九四年)、九三～九四頁。一七〇四年のタックには、

同書、九六～九七頁に詳しく述べる。

(32) Clyve Jones and Geoffrey Holmes eds., *The London Diaries of William Nicolson, Bishop of Carlisle 1702-1718* (Oxford : Clarendon, 1985) (以下 *Diaries of Nicolson* と略記), 237, 238 ; Burnet, *History*, ed. Routh, vol. 5, 179, 180.

(33) *LJ*, vol. 17, 600 ; Cobbett, vol. 6, 369.

(34) Simon Patrick, *The Works*, ed. Alexander Taylor, 9 vols (Oxford, 1888), vol. 9, 555.

(35) Burnet, *History*, ed. Routh, vol. 5, 51, 52. ただし、バーネットは非国教徒に妥協的で、ハーネー、オランダの教会でサクラメントを受けたことをあげたが、イングランド国教会の方がより完全で真の教派であると考えていた。彼は、国教会からの分離は誤りであり、適切な時期が来れば国教徒だけが官職に雇用されるべきだとも確信していた。 *Lords, Timberland*, vol. 2, 61-63.

(36) ニコルソンは高教会派や低教会派に簡単に分類することができない聖職者である。彼は、一七〇五年以前は地元カライルのトーリ貴族と親しかつたが、一七一〇年ころには疎遠になり、むしろ低教会派の傾向があるニニソンやウイリアム・ウェイク (William Wake, 1657-1737) と親しくなる。それでも、防止法案を支持しては、一七一八年三月一七日には防止法の廃止に反対したためにホイッグ貴族の怒りを買ふ、同年四月にアイルランのトリ主教に移動する」とになつて *Diaries of Nicolson*, 680 ; G. M. Townend, "Religious Radicalism and Conservatism in the Whig Party under George I : The Repeal of the Occasional Conformity and Schism Acts", *Parliamentary History*, 7 (1988), 31, 32.

(37) *Diaries of Nicolson*, 138.

(38) サイクスは、ノンティンガム伯一七〇一年ではトーリだったが、一七〇五年に中立、一七一〇年にホイッグになつたと書かれている。このような分類の仕方は避けねばならない。一七〇五年以降、地元のトーリ貴族と仲が悪くなり、冬に毎年ロン

→→→→→英國教会と便宜的国教徒防止法（青柳）

スハシトリフヘジホヘムジ彼ノ親ノクハナヒトモハド  
あレ。 Sykes, "Queen Anne and the Episcopate",  
*English Historical Review*, 40 (1935), 437.

(39) Cobbett, vol. 6, 153-154.

(40) LRO, Finch MSS., Political Papers, 119.

(41) Geoffrey Holmes, *Politics, Religion and Society in*

*England* (London : Hambleton, 1986), 187.

(42) Bodleian Library, Ballard MSS 45, f. 58 (Newsletter  
to Arthur Charlett, 25 March 1689); Horwitz, *op.cit.*(= note 7), 88, 89.

(43) Henry Sacheverell, *The Perils of False Brethren both  
in Church and State : Set forth in a Sermon Preach'd  
before the Right Honourable, the Lord Mayor, Aldermen,  
and Citizens of London, at the Cathedral Church of St.  
Paul, on the 5th of November, 1709*, 2nd ed. (London,  
1709) (以下、Sacheverell, *False Brethren* (= 謹記)).

ボイカ化したケルト→政権への不満のためか、ロバート市長が高教会主義で知られる彼を説教師として招いた。浜林正夫『イギリス名譽革命史』下(未来社、一九八三年)、三〇三頁。

(44) Sacheverell, *False Brethren*, 8. 理神論者は、宗教からの奇跡などのほかの超自然的因素を排除し、信仰をもつぱら理性による認める範囲に限るとする人々であり、ヨーロッパは三位一体の教義を否定した人々を意味した。

(45) *Ibid.*, 18, 19.

(46) 謹記せ、Geoffrey Holmes, *The Trial of Doctor  
Sacheverell* (London : Eyre Methuen, 1973), 202-233 ;  
Bennett, *op.cit.*(= note 10), 98 ; Holmes, *op.cit.*(= note 41), 211 ;

松浦高穂「名譽革命」より「小改革」柴田三千雄・成瀬治繩『近代史における政治と思想』(山川出版社、一九七七年)所収。一五九～一七六頁を参照。

(47) *LJ*, vol. 19, 343-345.

(48) *CJ*, vol. 17, 13, 14.

(49) *A Vindication of the Earl of Nottingham from the  
Vile Imputations, and Malicious Slanders ...* (London,  
1714), vi.

(50) Bennett, *op.cit.*(= note 10), 150 ; Bennett, *op.cit.*(= note 17), 172.

オイカズは「防止法はアーチー治世の高教会派マーリ反動の中  
に通過した。それは、マーリの協力を望むホイッグとノン  
ブライアンガム伯との腐敗した交渉の結果であつた」と書いて  
あレ。 Sykes, *William Wake Archbishop of Canterbury  
1657-1737*, 2vols (Cambridge : Cambridge UP, 1957),  
vol. 1, 95.

(51) Northamptonshire Record Office, Finch-Hatton  
MSS., 281. これが、ヘンリイ・ブライアンガム伯の手紙を彼の息子が  
書き写した史料であった。マールベック・ムルフィン伯の  
書簡集にはこの件の記述はなかった。Henry L. Snyder ed.,  
*The Marlborough-Godolphin Correspondence*, 3 vols  
(Oxford : Clarendon, 1975).

(52) Cobbett, vol. 6, 1046.

(53) Bennett, *op.cit.*(= note 17), 172.

以下の概説においては、防止法が成立した年のまでは述べ  
されてゐるが、その効果については何も書かれていなか。Sykes,  
*op.cit.*(= note 10), 98 ; Holmes, *op.cit.*(= note 41), 211 ;

Horwitz, op.cit. (=note 7), 234 ; James E. Bradley, *Religion, Revolution and English Radicalism : Nonconformity in Eighteenth-Century Politics and Society* (Cambridge : Cambridge UP, 1990), 53.

だが、一六九〇年から一七一五年にかけて、非国教徒が便宜的国教徒の可能性のある庶民院議員のリストがあつた。David Heyton ed., *The History of Parliament : The Commons 1690-1715*, 5 vols (Cambridge : Cambridge UP, 2002), vol. 1, 707-713 (Appendix XI, Protestant Dissenting Members).

(54) 名誉革命後、トーリーにとって宗教と王位継承問題は重要な課題であった。トーリーは国教会と正統な王位継承を支持していくが、ウイリアム三世は非国教徒であった上に、ジョームズ二世とその子孫(アリテンダ)に比べて正統性は疑わしかった。本稿では、トーリーが名誉革命後の宗教面において国教会を強化していったことを明らかにしたが、大久保氏は、トーリ急進派のジャコバイト主義が王位継承問題へ与えた影響を強調している。ジャコバイトとは、トーリーの中でもプリテンダへの変わらぬ忠誠を誓っていた少数派であるが、ジャコバイト主義はトーリーの間で強かつた。そのため、名誉革命後一〇年以上、プロテスタント王位継承に基づく名誉革命体制は不安定であった。詳細は、大久保桂子「名誉革命体制とジャコバイト問題」『史学雑誌』九四編一二号(一九八五年)を参照。

ただし、プリテンダがカトリック教徒である以上、トーリーが正統な王位継承を追求することは困難であった。多くのよりにとつて、一八世紀を通して国教会を擁護していくトーリーに

意義はみいだせたが、カトリック教徒で、しかもフランクの援助を受けたプリテンダは支持できなかつたのである。

(戸板女子短期大学非常勤講師)

# The Church of England and the Act for Preventing Occasional Conformity

by AOYAGI, Kaori

After the Restoration in 1660, the Church of England was re-established. The attendance at any religious meeting other than Church of England was prohibited and by the Test and Corporation Acts, the Catholics and the dissenters were excluded from holding national and municipal office. Among the dissenters, there were occasional conformists, who took communion in the Anglican Church occasionally in order to qualify themselves for office, returning to their own meeting houses for worship. By the Toleration Act in 1689, the number of dissenting meeting houses increased and it was difficult to impose the Church of England on the people.

In the reign of Queen Anne, the Tories promoted the bill for preventing occasional conformity, which excluded occasional conformists from office and fined them. The Whigs opposed the bill because they admitted the practice of occasional conformity to comprehend them to the Anglican Church. The Tories and the High Churchmen supported the bill though they hoped to comprehend the people to the Church as many as possible.

The attempts for the occasional conformity bill failed three times in 1702, 1703, and 1704. Though the three bills passed in the Commons, they were defeated in the Lords. The Whigs argued that the occasional conformity bill was against the Toleration Act and that the Protestants should unite during the War of the Spanish Succession. On the other hand, the Church party supported the bill in order to strengthen the Church by the Anglican monopoly of office. In 1711, the occasional conformity bill was passed in both Houses. It is suggested that in the early 18th century, confirming the Test and Corporation Acts was important for the Church party to maintain their social and political supremacy.